

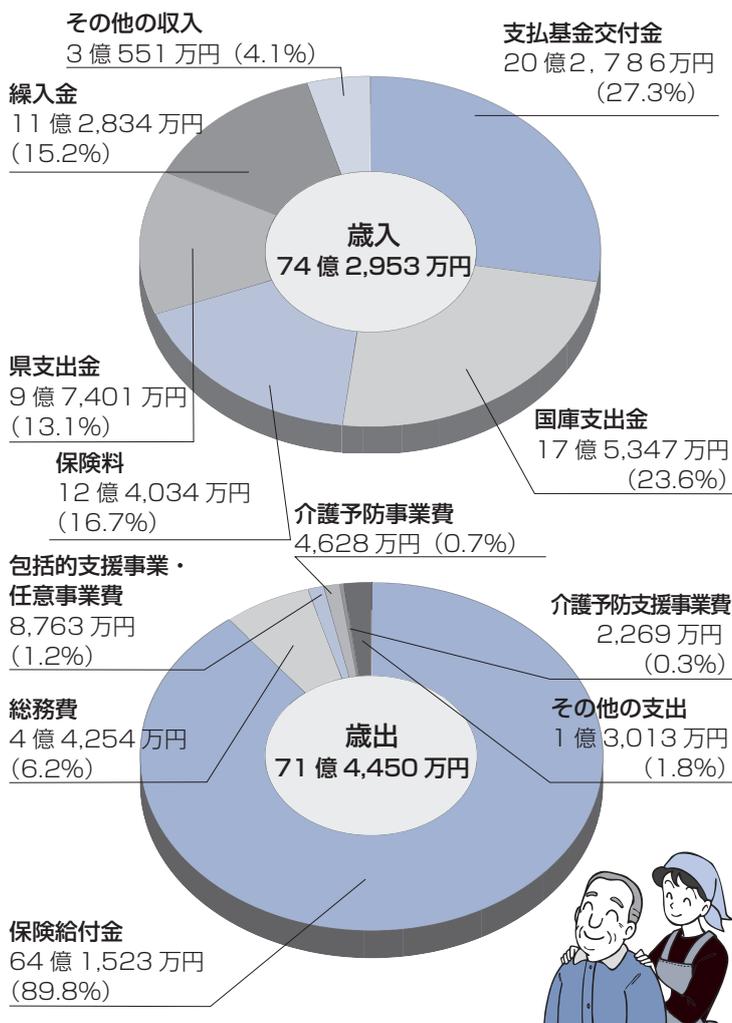
# 介護保険のお知らせ

## 介護保険料について

介護保険制度は、住み慣れた地域でいっまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めていただいた保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。65歳以上の人（第1号被保険者）は受給中の年金から特別徴収（天引き）するか、市から送付する納付書で個別に納めます。（詳しくは次頁の「保険料の納め方」をご覧ください。）

## 介護保険事業特別会計 平成20年度決算



※収支差額2億8,503万円は、国・県負担金の超過交付額返還金や介護保険給付費準備基金の積立金として、翌年度予算に繰り越されます

## 介護保険料納入通知書発送

介護保険料は、7月に本算定（確定賦課）を行い、その算定結果に基づいて、7月中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた本年度の住民税の課税状況を基に左表の保険料段階で算定したものです。

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	25,014円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	25,014円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	37,521円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	45,026円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない人	基準額	50,028円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	57,533円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	62,535円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	75,042円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.75	87,549円